

2024年11月11日 全10頁

学生の「103万円の壁」撤廃による就業調整 解消は実現可能で経済効果も大きい

学生 61 万人の就業調整解消で個人消費は最大 0.3 兆円増の可能性

金融調査部 主任研究員 是枝 俊悟
経済調査部 エコノミスト 山口 茜

[要約]

- 国民民主党が問題提起する「年収の壁」の見直しへの関心が集まっている。就労調整の要因となっている「年収の壁」は、学生と被扶養配偶者で直面する状況が異なる。学生が直面する「103万円の壁」と「130万円の壁」の引上げは政府の税・社会保険料の収入にほぼ影響を与えない。学生本人の将来の年金給付にも問題を及ぼさないため、実現可能性が高い。一方、被扶養配偶者については、配偶者手当の「103万円の壁」の緩和は可能だが、「106万円の壁」と「130万円の壁」は、企業の社会保険料負担や将来の低年金者を増やす懸念などから、その見直しは難しい。
- 本レポートでは、実現可能性の高い改正案として、学生の税・社会保険の扶養基準である「103万円の壁」および「130万円の壁」を180万円まで引き上げた場合の学生の就労と日本経済への影響を試算した。その結果、61万人の学生が希望通り働けるようになり、労働供給量は年間0.4~3.3億時間、雇用者報酬は同610~4,560億円、個人消費は同430~3,190億円増加する。学生の税・社会保険の扶養基準引上げは政府の減収をほぼ生じさせずに学生のいる世帯の所得を増やし、企業の人手不足を緩和し、消費も活性化するメリットの多い施策と評価できよう。

[目次]

1. はじめに	…………… 2 ページ
2. 103万円・106万円・130万円の3つの「年収の壁」	…………… 2 ページ
3. 学生の扶養基準引上げの妥当性	…………… 7 ページ
4. 学生の扶養基準引上げによる就労と経済への影響試算	…………… 9 ページ
5. おわりに	……………10 ページ

※ 課税最低限の水準としての「103万円の壁」のあり方については、是枝俊悟・平石隆太「[課税最低限『103万円の壁』引上げによる家計と財政への影響試算（第2版）](#)」（2024年11月8日、大和総研レポート）を参照。

1. はじめに

2024年10月27日に投開票が行われた第50回衆議院議員総選挙では、自由民主党・公明党の与党が過半数割れとなり、今後の政権運営では野党の協力が不可欠となった。自由民主党、公明党、国民民主党の3党は、税制・予算面で協議を進める方針を確認し、予算・税制面で国民民主党との「部分連合」体制が取られる見通しとなった。

国民民主党は2024年の重点政策¹として、「基礎控除等を103万円→178万円に引上げ」ることを掲げた。「178万円」の根拠は、所得税のインフレ調整が最後に行われた1995年からの最低賃金の上昇率が73%であることに基づいている。「103万円」は所得税の課税最低限の水準であるとともに、学生や被扶養配偶者が税制上の扶養でいられる範囲の年収（扶養基準）でもあり、就業調整をもたらす「年収の壁」の1つとなっている。

「年収の壁」は、学生と被扶養配偶者で直面する状況が異なる。被扶養配偶者については、政府の年収を減らすことなく、配偶者手当による「103万円の壁」の緩和が可能だが、「106万円の壁」と「130万円の壁」は、企業の社会保険料負担や将来の低年金者を増やす懸念などから、その見直しは難しい。一方、学生が直面する「103万円の壁」と「130万円の壁」の引上げは政府の税・社会保険料の収入にほぼ影響を与えず、かつ、学生本人の将来の年金給付にも問題を及ぼさないため実現可能性が高い。

本レポートでは、学生と被扶養配偶者が直面する「年収の壁」の状況につき解説するとともに、学生の税・社会保険の扶養基準である「103万円の壁」および「130万円の壁」を180万円まで引き上げた場合の学生の就労と経済への影響を試算し、政策的インプリケーションを得る。加えて、政府の年収減を生じさせずに被扶養配偶者の「103万円の壁」を緩和するための税制改正案を紹介する。

2. 103万円・106万円・130万円の3つの「年収の壁」

学生と被扶養配偶者が直面する「年収の壁」

一定収入を超えると、かえって手取り収入が減るのであれば、その収入までに抑えるよう就業調整を行うインセンティブが働く。こうした手取り逆転を生じさせる「年収の壁」には主に「103万円の壁」、「106万円の壁」、「130万円の壁」の3種類がある²。

「年収の壁」に直面するのは主に学生と被扶養配偶者であり、「年収の壁」を理由に就業調整を行っている学生は61万人（後掲図表6）、被扶養配偶者は226万人³と推計される。

¹ 国民民主党「[国民民主党 2024年重点政策](#)」（2024年9月20日）

² このほか、住民税の課税が始まる「100万円の壁」、配偶者特別控除の控除額通減が始まる「150万円の壁」、配偶者特別控除額の控除額がゼロになる「201万円の壁」なども「年収の壁」と呼ばれることがあるが、これらはその収入を超えても超過分の一部が課税されるだけで、手取りの逆転現象は生じず、本来その収入に収まるよう就業調整する必要がないものであり、本レポートの分析対象としない。

³ 詳細は、是枝俊悟「[『収入の壁』レポート② 第3号被保険者見直し後の受け皿としての「1.5号/2.5号被保険者制度」創設の提案](#)」（2023年8月25日、大和総研レポート）を参照。

図表1は、「年収の壁」の構造と解決策について示したものである。

図表1 「年収の壁」の構造と解決策

	103万円の壁	106万円の壁	130万円の壁
学生 (61万人が 就業調整)	親が 特定扶養控除 を受けられなくなり税負担が急増 ⇒税の扶養基準の見直しで税収減を生じさせずに 事実上の撤廃が可能	(学生には存在しない)	国民健康保険の加入 により保険料が急増 ⇒社会保険の扶養基準の見直しで保険料減を生じさせずに 事実上の撤廃が可能
被扶養配偶者 (226万人が 就業調整)	税の配偶者控除をベースに企業が「 配偶者手当 」を支給している場合は手当が急減 ⇒配偶者控除の基準の見直しで税収減を生じさせずに 緩和可能	51人以上企業で勤める場合、厚生年金・健康保険の加入により保険料が急増 ⇒ すぐに抜本解決することは困難 (注1)	50人以下企業で勤める場合、国民年金・国民健康保険の加入により保険料が急増 ⇒ すぐに抜本解決することは困難 (注2)

(注1) 厚生労働省は、2025年の法改正で厚生年金・健康保険の加入に係る収入基準を撤廃する方針だが、この改正が実現しても「労働時間20時間以上」という条件は残り、「106万円の壁」が「20時間の壁」に置き換わり、週20時間を超えないよう就労調整が生じる点に変わりはない。

(注2) 厚生労働省は、2025年の法改正で50人以下の企業も「労働時間20時間以上」の者に厚生年金・健康保険に加入するよう改正する方針だが、この改正が実現しても「20時間の壁」に置き換わり、週20時間を超えないよう就労調整が生じる点は変わらない。

(注3) 政府は、「年収の壁・支援強化パッケージ」として、配偶者手当の見直し支援(103万円の壁対策)、社会保険加入時の賃上げ支援(106万円の壁対策)、一時的な収入増加時の扶養基準の弾力化(130万円の壁対策)を2023年10月から実施している。

(出所) 法令等をもとに大和総研作成

学生の特定扶養控除による「103万円の壁」は解消可能

(学生に限らないが)19歳以上23歳未満の扶養親族を扶養する納税者には「特定扶養控除」として、所得税63万円、住民税45万円の所得控除が受けられる。

特定扶養控除を受けられる被扶養者の年収の上限(扶養基準)は、給与収入ベースで年103万円であり、所得税の課税最低限の103万円と同額となっているが、課税最低限を維持し、扶養基準のみ引き上げることも可能である。

学生の給与収入が103万円を少しでも超えた場合、親は特定扶養控除を丸々受けられなくなる。例えば親の所得税率が10%(住民税率は一律10%)である場合、親の税負担は、所得税6.3万円(=63万円×10%)、住民税4.5万円(=45万円×10%)、計10.8万円増加する。

このため、特定扶養控除の対象となっている学生には、年収が103万円を超えないよう就業調整を行う動機が存在する。

学生における税の扶養基準(特定扶養控除を適用する上限年収)を国民民主党が主張する「178万円」程度まで引き上げたとしても、現状多くの学生は103万円や130万円の手前までで就業

調整をしているため、税収の減少はほぼ生じない。このため、財政面での実現可能性は高い。

178万円は時給1,500円で週22.8時間働いたときの年収に相当し、学生が学業生活に支障のない範囲で稼得しうる年収の上限に近い。この程度まで特定扶養控除の扶養基準を引き上げれば、学生が就業調整する必要性はほぼなくなり、103万円の壁の事実上の解消といえるだろう。

被扶養配偶者の配偶者手当による「103万円の壁」は緩和可能

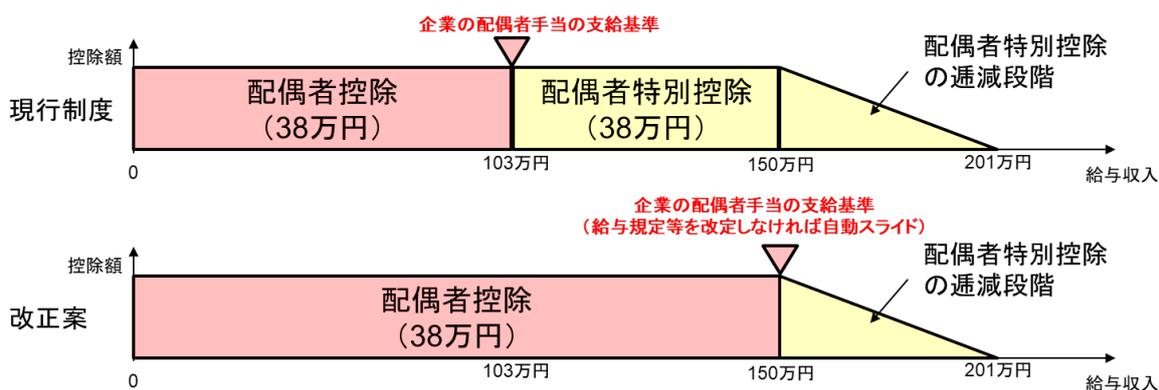
被扶養配偶者の場合、税制面では年収103万円を超えても手取りの逆転現象が生じない。しかし、一定数の企業は税制上の配偶者控除の適用を条件に「配偶者手当」を支給しており、年収103万円を超えることで配偶者手当が支給されなくなることが手取りの逆転現象を生み、就業調整の一因となっている。

配偶者手当による「103万円の壁」については、税制改正により、配偶者控除と配偶者特別控除の対象となる年収の範囲を変えることで緩和が可能である。

現行制度では、配偶者の給与収入が103万円以下である場合は配偶者控除として所得税38万円・住民税33万円の所得控除を適用しているが、103万円超150万円以下である場合は「配偶者特別控除」として配偶者控除と同額の所得税38万円・住民税33万円の所得控除を適用している（図表2）。

税制改正を行い、103万円超150万円以下の範囲につき配偶者特別控除でなく「配偶者控除」とするように改正すれば、企業が給与規定等を改定しなければ配偶者手当の支給基準は年収103万円から150万円に自動スライドすることとなる。

図表2 配偶者控除の範囲の変更による効果のイメージ



(注) 税法上の配偶者手当を基準に配偶者手当を支給している企業の場合。控除額は所得税の金額。

(出所) 法令等をもとに大和総研作成

むしろ、企業が給与規定等を改定し支給基準を年収103万円に留めることも可能ではあるが、配偶者控除の範囲が変更されれば、企業は配偶者手当の支給基準の見直しや制度の存廃につき検討が迫られるだろう。この見直しは政府の税収減を生じさせずに、被扶養配偶者にとっての

配偶者手当による「103万円の壁」を緩和することができる。

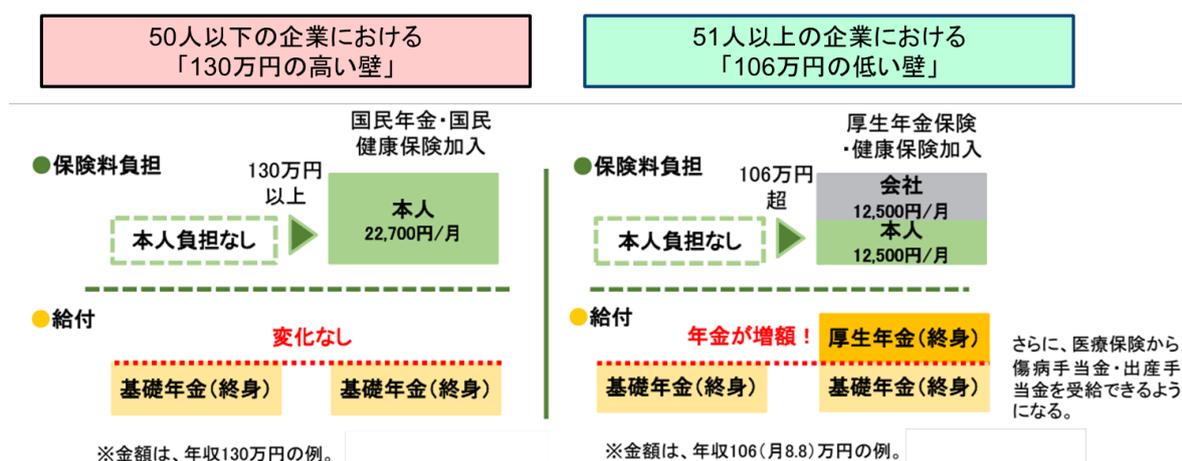
被扶養配偶者は社会保険の「106万円の壁」または「130万円の壁」に直面

被扶養配偶者は、51人以上の企業で、週20時間以上かつ月給8.8万円以上働いた場合、厚生年金および健康保険に加入して社会保険料を負担することとなる。月給8.8万円が年収換算で106万円に相当するため、「106万円の壁」と呼ばれている。被扶養配偶者でいる場合と比べて、将来の社会保障給付は拡充されるものの、目先の手取り収入は減少する。

「106万円の壁」は社会保障給付が拡充されるメリットもある「低い壁」だが、目先の手取り収入の減少というデメリットもあるため、被扶養配偶者が厚生年金および健康保険に加入するか否かを選択する局面となったとき、約半数の者は就業調整を行い、厚生年金や健康保険への加入を回避している現状にある⁴。

被扶養配偶者が50人以下の企業で働く場合、現状では（週30時間以上働かない限り）厚生年金および健康保険に加入することはない。しかし、年収が130万円を超えた場合⁵は、厚生年金および健康保険において被扶養配偶者から外れ、国民年金第1号被保険者および国民健康保険の被保険者となり、国民年金保険料および国民健康保険料を負担することとなる。この場合、給付の拡充もなく、かつ、本人負担の保険料も厚生年金および健康保険に加入する場合よりも多くなるため、年収130万円は「高い壁」となり、年収130万円を超えないよう就業調整を行う強い動機となっている。

図表3 被扶養配偶者における社会保険の「106万円の壁」と「130万円の壁」



(注) 年金局資料を抜粋し、大和総研にて「50人以下の～」および「51人以上の～」の見出しを付記した。
(出所) 厚生労働省 年金局「女性の就労の制約と指摘される制度等について（いわゆる「年収の壁」等）」（2023年9月21日、第7回社会保障審議会年金部会、資料2）を大和総研にて一部加工

⁴ 詳細は、是枝俊悟『「収入の壁」レポート② 第3号被保険者見直し後の受け皿としての「1.5号/2.5号被保険者制度」創設の提案』（2023年8月25日、大和総研レポート）を参照。

⁵ ここでは、60歳未満かつ障害者でない場合の「130万円」の基準について述べる。例外については後述。

厚生労働省は、2025年の法改正にて、（学生を除き）企業規模・月給にかかわらず、週20時間以上働く者を厚生年金および健康保険に加入するよう制度改正する方針である。ただし、中小企業の負担に配慮するため完全施行までは一定期間を要するものと考えられる。また、これらの改正が施行されても、なお、「週20時間」を境に、厚生年金および健康保険の加入を回避する者は一定数残るものと考えられる（いわば「20時間の壁」に移行することとなる）。

被扶養配偶者にとっての社会保険の壁を抜本的に解決するためには、週20時間未満の労働者も厚生年金および健康保険に加入するよう制度改正を行う必要がある⁶。だが、詳細な制度設計が進んでおらず、企業および被扶養配偶者への保険料負担の理解を得る必要もあるため、抜本的な解決までは時間を要する⁷。

なお、被扶養配偶者につき「106万円」の厚生年金・健康保険の加入基準を引き上げた場合、現在健康保険や厚生年金に加入している者が健康保険や厚生年金から外れることにより、国としての保険料収入が減少し、かつ、その者の将来の年金額が低下するというデメリットが生じる。「130万円」の扶養基準を引き上げた場合、健康保険や厚生年金に加入しない働き方を広げることとなり、50人以下の企業への短時間労働者の厚生年金・健康保険の適用拡大の実現が難しくなる点がデメリットとなる。このため、被扶養配偶者につき「106万円」や「130万円」の基準を引き上げることは得策ではないだろう。

学生の健康保険の「130万円の壁」は180万円まで引き上げ可能

学生は、（週30時間以上働く場合を除き）厚生年金および健康保険の加入対象にならず、2025年に予定される法改正でも厚生労働省はこの点を変更しない方針である。このため、学生には「106万円の壁」または「20時間の壁」は生じない。

また、学生は、（被扶養配偶者でもある場合を除き）年金においては、（学生特例により保険料を免除されるとしても）そもそも20歳以上であれば国民年金第1号被保険者として国民年金保険料を納める義務があるため、年金における「130万円の壁」は存在しない⁸。

一方、健康保険においては、学生であっても年収130万円以上を得た場合、被扶養者から外れて国民健康保険料を負担することとなるため、「130万円の壁」が就業調整の要因となる。すなわち、学生にとって社会保険が「年収の壁」となるのは、健康保険における「130万円の壁」のみである。

もっとも、学生にとっての健康保険（および厚生年金）⁹の扶養基準である「130万円の壁」は

⁶ 政府も2023年10月より「年収の壁・支援強化パッケージ」を実施しているが、効果は制度の対象となる者に限られ、抜本的な解決とはなっていない。

⁷ 抜本的解決策としての制度改正案として、具体案が3案提起されているが、どの案がよいかの意見集約は進んでいない。詳細は、是枝俊悟「第3号被保険者制度の見直し・20時間未満雇用者への適用拡大による就労と年金財政に及ぼす影響の試算」、日本年金学会『日本年金学会誌』第43号、pp.97-102、2024年を参照。

⁸ 20歳未満の学生は（週30時間以上働き厚生年金に加入する場合を除き）年金保険料の納付義務がない。

⁹ 人数はごく少ないが、学生かつ被扶養配偶者である場合は、学生も年金の「130万円の壁」に直面しうる。実務上、被扶養配偶者の認定は健康保険および厚生年金で一括して処理されている。財政影響がごく僅かであ

後述のように 180 万円まで引き上げることが可能と考えられる。現状多くの学生は 103 万円や 130 万円の手前までで就業調整をしているため、扶養基準を 180 万円まで引き上げても国としての保険料収入の減少はほぼ生じず、財政面での実現可能性は高い。

また、学生は、あくまで学生である期間についてのみ一時的に引き上げられた被扶養基準が適用される。卒業後に就職すれば、健康保険および厚生年金に加入することとなる。被扶養配偶者の場合とは異なり、社会保険に加入しない働き方を長期間続けることで本人の年金が低水準にとどまる懸念も生じない。

現行の健康保険制度における扶養基準は原則として 130 万円だが、60 歳以上または障害者の場合は特別の事情を勘案し、例外的に扶養基準が 180 万円に設定されている（図表 4 参照）。現行制度においても、180 万円の扶養基準を用いた被扶養者の判定は行われており、学生に対して 180 万円の扶養基準を適用することの実務上の実現可能性も高い。

図表 4 社会保険（健康保険・厚生年金）の現行の扶養基準

年収	0	130万円	180万円
原則	被扶養者 (保険料自己負担なし)		国民健康保険・国民年金に加入 (保険料自己負担あり)
60歳以上・ 障害者	被扶養者(保険料自己負担なし)		国民健康保険・ 国民年金に加入 (保険料自己負担あり)

学生につき180万円に
引き上げる余地あり

(注) 国民年金（第 1 号被保険者）の加入義務があるのは 20 歳以上 60 歳未満の者に限られる。75 歳以上の場合は、収入にかかわらず後期高齢者医療制度の被保険者となる。

(出所) 法令等をもとに大和総研作成

3. 学生の扶養基準引き上げの妥当性

授業料の上昇率と学生が直面する賃金の上昇率は一般よりも高い

税・社会保険の扶養の範囲の収入は、昭和から平成初期にかけてはインフレに伴い引き上げられてきたが、税の「103 万円」の基準は 1995 年以來、社会保険の「130 万円」の基準は 1993 年以來据え置かれている。

1993 年から 2023 年にかけての物価上昇率は 11%だが、大学の授業料は国立で 30%、私立で 39%上昇している。また、1993 年から 2023 年にかけての平均賃金上昇率は 3%だが、学生が直面する賃金と考えられるパートタイム平均時給は 44%、最低賃金は 73%上昇している（図表 5）。

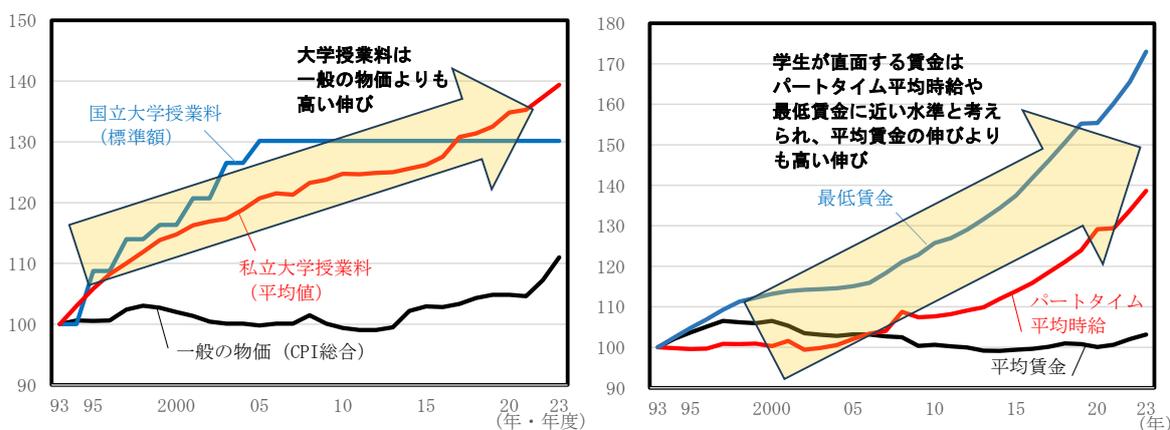
このため、学費を得ることを目的に働いたり、以前と同じ時間だけ働いたりすることを希望す

るため、実務の便宜上、学生かつ被扶養配偶者である場合について、健康保険だけでなく厚生年金においても扶養基準を 180 万円とすることを許容してよいものと考えられる。

る学生にとって「103万円の壁」あるいは「130万円の壁」のために、やむを得ず就業調整をする状況が生じやすくなってきている。

国民全体の課税最低限の引上げにおいては、物価上昇率を基準に10%程度の引上げにとどめることが適当と考えられる。他方、学生が直面する授業料やパートタイムの時給上昇率がより高いことを踏まえると、学生の税・社会保険の扶養基準については課税最低限の引上げ率より高い比率で引き上げることが妥当である。

図表5 1993年以降の物価（左）と賃金（右）の推移（1993年=100）



(注) 最低賃金は全国加重平均値（2001年度以前は日額を8時間で割って求めた）、平均賃金は5人以上事業所の決まって支給する給与による。

(出所) 総務省「消費者物価指数」、文部科学省「初年度学生納付金の調査結果」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、「地域別最低賃金改定状況」等をもとに大和総研作成

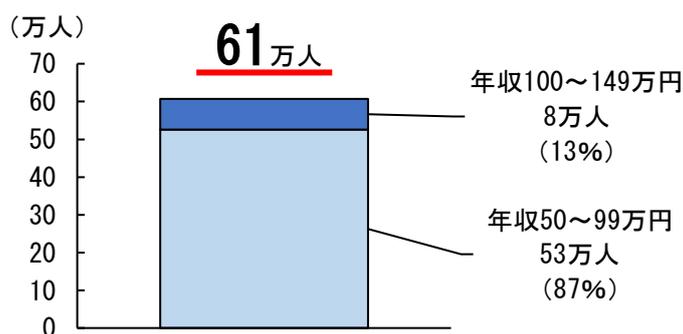
「年収の壁」を意識して就業調整を行う学生は61万人

総務省「令和4年就業構造基本調査」に基づく、「103万円の壁」や「130万円の壁」を意識して就業調整を行っている学生¹⁰は61万人程度と考えられる（図表6）。

同調査では、就業調整を行っている者が学生かどうかを判別する項目がない。そのため、ここでは配偶者がいない15～24歳で「就業調整をしている」と回答した者のうち、年収50～149万円の者を「年収の壁」を意識して就業調整を行っている学生とみなした。図表6を見ると、就業調整を行っている学生61万人のうち、9割に相当する53万人は年収100万円未満である。そのため就業調整を行っている学生のほとんどは「103万の壁」を意識しているものと考えられる。

¹⁰ 厳密には学生に限らず、親の扶養に入りながら就業調整を行っている15～24歳が全て含まれる。

図表6 「年収の壁」を意識して就業調整を行う学生



(注) データは2022年。配偶者がいない15～24歳で「就業調整をしている」と回答した者のうち、年収50～149万円の者を「年収の壁」を意識して就業調整を行っている学生とみなした。

(出所) 総務省統計より大和総研作成

4. 学生の扶養基準引上げによる就労と経済への影響試算

実際に、学生の税・社会保険の扶養基準を180万円に引き上げた場合、日本経済にどのような影響があるのだろうか。扶養基準が引き上げられれば、「年収の壁」を意識して就業調整をしている者が本来の希望通り働けるようになり、労働時間が増加すると考えられるものの、その増加幅は不透明だ。学生は学業との両立という制約もあるため、皆が新たな壁の金額付近まで働くようになるとは考えづらい。そこで、年収増加額のシナリオごとに日本経済への影響を試算した。

試算にあたっては、労働単価は厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」における正社員以外のパートタイム労働者の平均時給1,392円を用いた。また、全国大学生生活協同組合連合会「学生生活実態調査」における生活費データを用いて平均消費性向を算出したところ、自宅生、下宿生ともに0.7(2021～23年の平均値)であった¹¹。そのため、ここでは平均消費性向0.7を用いて個人消費への影響を試算している。

試算結果をまとめたものが図表7である。現在就業調整を行っている学生61万人の年収が平均10万円増加すると、労働供給量(総労働時間)は年間0.4億時間程度、雇用者報酬(働き手が受け取る賃金等の総額)は同610億円程度、個人消費は同430億円程度増加すると試算される。

また最も強い仮定として、年収が75万円増加するシナリオを置いた。これは、現在就業調整を行っている学生皆が新たな壁の金額付近まで働くようになることを想定したものだ。実現性は低いものの、扶養基準引上げによる経済への影響の最大値とみなすことができよう。この時、労働供給量は年間3.3億時間程度、雇用者報酬は同4,560億円程度、個人消費は同3,190億円

¹¹ なお、総務省「家計調査」において、単身勤労者世帯の平均消費性向(2021～23年の平均値)は、年収100万円未満の世帯で0.7、年収100～200万円の世帯で0.8であった。

程度増加すると試算される。

図表 7 就業調整を行う学生の年収増加が日本経済に与える影響

(年間)	1人あたり年収の増加額			
	+10万円 (月+6時間)	+25万円 (月+15時間)	+50万円 (月+30時間)	+75万円 (月+45時間)
労働供給量	約 0.4 億時間	約 1.1 億時間	約 2.2 億時間	約 3.3 億時間
雇用者報酬	約 610 億円	約 1,520 億円	約 3,040 億円	約 4,560 億円
個人消費	約 430 億円	約 1,060 億円	約 2,130 億円	約 3,190 億円

(注) 現在、就業調整を行っていると考えられる学生 61 万人の年収が増えることを想定している。労働単価は 2023 年の正社員以外のパートタイム労働者の平均時給 1,392 円を用いた。個人消費への影響は、全国大学生生活協同組合連合会「学生生活実態調査」における生活費データの 2021～23 年平均に基づき、平均消費性向を 0.7 と仮定して試算している。

(出所) 総務省、厚生労働省、全国大学生生活協同組合連合会より大和総研作成

5. おわりに

就労調整の要因となっている「年収の壁」のうち、学生の税・社会保険の扶養基準の「103 万円の壁」と「130 万円の壁」は制度改正により事実上の撤廃が可能であり、被扶養配偶者の配偶者手当の「103 万円の壁」は制度改正により緩和が可能だ。「年収の壁」の全ての撤廃とはならなくとも、財政面、社会保障施策の面で実現可能なものについては積極的な見直しを行う意義は大きい。

特に、学生の税・社会保険の扶養基準引上げは、政府の減収をほぼ生じさせずに、学生のいる世帯の所得を増やし、企業の人手不足を緩和し、消費も活性化するメリットの多い施策と評価できよう。国民民主党の問題提起を契機として、政府および国会において検討が進められることを期待したい。

【以上】